

役員等報酬規程

社会福祉法人 白百合会

役員等報酬規程

社会福祉法人 白百合会

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白百合会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。〈ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。…「職員給与規程」による通勤手当や旅費支弁との重複がないよう、留意する。〉

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会、選任委員会に出席した場合の費用弁償

日 当	5, 0 0 0 円
交 通 費	実 費

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

日 当	10, 0 0 0 円
交 通 費	実 費

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。

1. この規則は 令和 3年4月1日から施行する。